

基幹統計調査の承認の状況

(令和2年4月1日～令和2年4月30日分)

令和2年5月28日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
家計調査	総務大臣	承認事項の変更 新型コロナウイルス感染症の発生による影響を踏まえ、調査方法について、従前の調査員調査及びオンライン調査を原則としつつ、災害や感染症等の発生により調査員調査が困難な場合には、郵送調査も可能とするよう変更	R2.4.2
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応業務の増大により、調査系統の中核となる全国の保健所において調査事務への対応が極めて困難となっており、郵送など代替手段による実施や延期による実施も困難であること等から、令和2年調査(簡易調査)を中止	R2.4.10

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。

このうち、「国民生活基礎調査」の変更については、令和2年調査の中止に係るものであり、典型的・定型的な「軽微な事項」に該当するものではないが、①報告者及び現場の調査関係者(保健所職員、統計調査員)等の健康と安全の確保などの観点も含め、中止せざるを得ない事情が明確であったこと、②統計調査の実実施スケジュール上、迅速な判断が必要とされたことを総合的に勘案し、統計委員会が、「統計法第9条第4項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項として認めるもの」の取扱いについて」(平成21年3月9日統計委員会決定 最終改正令和2年3月16日) 1⑩「上記に掲げる変更のほか、委員長及び関係する部会の長が軽微な事項として認めるもの」に該当するものとして、諮問に関する手続を要しないとしたものである。ただし、調査の中止による統計利用者への影響が大きいこと等に鑑み、令和2年3月30日に開催された第147回統計委員会において、厚生労働省から説明がなされた。